

介護給付費（高額医療合算介護サービス費）の支給誤りについて

千葉市では、高額医療合算介護サービス費の支給の一部に誤りがあり、過大支給が判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

高額医療合算介護サービス費は、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定額（限度額）を超えて、高額となったときに医療保険と介護保険で按分した額に分けて算定し、それぞれから支給される。

支給の手続きについては、医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）で申請受付後、委託先の千葉県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という。）において内容を点検し、計算結果が医療保険と介護保険に送られ、支給される。

今回は、計算結果後に申請者の死亡等により、国保連合会を通じて医療保険からいったん申請取下げとして通知があったため、本来は振込を中止にすべきところ、そのまま支給しており、また、相続人等からあらためて申請があった際にも、再度、支給した結果、二重での支給となっていたもの。

なお、過大支給が判明したもののうち、平成27年度までの時効となったものを除き、対象者から過払い分の返納を依頼する。

2 対象者数及び金額

- (1) 合計 13名 399,940円
- (2) 内訳 時効分 7名 238,822円（平成23年度2名、24年度2名、25年度2名、27年度1名）
 返納依頼分 6名 161,118円（平成29年度3名、30年度1名、令和3年度2名）

3 判明の経緯

医療保険からの別件の問合せの確認作業において、支給の重複を把握し、令和3年8月末に2件の支給誤りが判明した。その後、制度の始まった平成20年度に遡って全件を調べたところ、当該件数の支給誤りが確認されたもの。

4 原因

医療保険からの申請取下げ情報を確認し、振込を中止する必要があったが、当該処理に関してマニュアルに記載されておらず、他の計算結果と同様に自動反映する認識でいたため、二重支給となった。

5 今後の対応

対象となる被保険者ご家族に説明及び返納を依頼する。

6 再発防止策

取下げ情報を複数で確認するとともに、医療保険と情報共有を図り、マニュアルを修正した。システムにおいても二重支給が分かるようリストを作成し、再発の防止を図る。

<参考> 高額医療合算介護サービス費 事務処理フロー

